

あなたのお給料

最低賃金

2025年11月1日から



静岡県

の地域別最低賃金は

1,097

時給円

すべての労働者
すべての使用者に適用される

毎年

チェックしよう!

改定されます

午後10時～午前5時に勤務する場合
深夜割増25%を加算

1,372

時給円

※深夜(午後10時～午前5時)に勤務する場合、少なくとも25%の割増賃金が加算されます。「深夜割増」以外にも「時間外割増」や「休日割増」が加算されるケースがあります。詳しくは、連合へご相談ください。

以上?

義務 **法律で**
決められています
都道府県ごと

- ✓ 最低賃金は、毎年、**都道府県ごとに見直されます**
- ✓ 会社は、**最低賃金額以上の賃金を支払う義務**があります
- ✓ **最低賃金額を下回る賃金は法律違反**となり、下回った場合、**差額を請求**できます
- ✓ パートタイマーや学生バイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、**原則すべての労働者とその使用者に適用**されます
- ✓ お給料が**月給制でも適用**されます

未済?

無効 **差額請求** **違反** **下回る**

最低賃金より低いかも? と思ったら...

なんでも労働相談ホットラインへ

24時間・15言語でサポートします!
労働相談チャットボット「ゆにボ」



0120-154-052

いこうよ れんごうに

スマホ・携帯OK



日本労働組合総連合会静岡県連合会
(連合静岡)

〒422-8067 静岡県静岡市駿河区南町11-22

<https://www.rengo-shizuoka.jp/>

連合静岡





あなたの最低賃金月給でも適用されます

基本給+諸手当が対象!! 今すぐチェック

STEP 1 確認

給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当（精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く）です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象 基本給 + 諸手当

対象でない 一時金（ボーナス）／残業代／精皆勤手当
通勤手当／家族手当／その他臨時の手当

STEP 2 比較

1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。就業規則や契約書等からわかります。それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

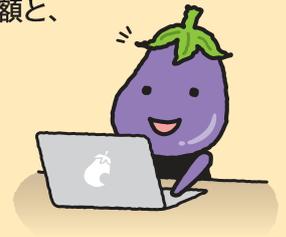
時給の人 時給額 そのままでOK!

日給の人 日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

週給の人 週給額 ÷ (1日の所定労働時間×週の所定労働日数)

月給の人 月給額 ÷ (1日の所定労働時間×年間所定労働日数÷12)

歩合給の人 連合「なんでも労働相談ホットライン」にご相談ください



STEP 3 相談

自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ホットライン」へ電話してみましょう
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります

あなたは
大丈夫？
ウェブで
チェック!



「最低賃金よりも低いかも?」「おかしいな?」と感じたら…
なんでも労働相談ホットラインへ!

